

正 解

No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10
(1)	(2)	(5)	(4)	(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(3)

1 財産権

正解(1)

- (1) 誤り。 憲法 29 条 2 項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」と規定しており、財産権の内容が法律で規定され、制約され得ることを示している。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 憲法 29 条 3 項。
- (4) 正しい。 最判昭 62・4・22。
- (5) 正しい。 判例は、法令上に補償請求に関する規定がなくても、直接憲法 29 条 3 項を根拠にして、補償請求する余地が全くないわけではないとしている（最大判昭 43・11・27）。

2 司法権

正解(2)

- (1) 正しい。 憲法 76 条 1 項。
- (2) 誤り。 行政機関は、終審として裁判を行うことができない（憲法 76 条 2 項後段）。
- (3) 正しい。 枝文のような場合は、学問上の知識等の優劣の判断を内容とする行為であるところ、試験実施機関の判断に委ねられるものであって、裁判の対象とはならない。
- (4) 正しい。 枝文のような考え方を、統治行為論という。判例は、憲法 7 条を根拠に行われた衆議院解散の効力が争われた事件（苫米地事件、最大判昭 35・6・8）で統治行為の存在を認めている。
- (5) 正しい。 枝文のような考え方を、部分社会の法理という。判例は、国立大学の単位不認定処分の効力が争われた事件（富山大学事件、最判昭 52・3・15）で、当該事件を司法審査の対象外としている。

3 義務履行確保手段

正解(5)

- (1) 正しい。 行政代執行法 2 条。これを「代執行中心主義」という。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。行政刑罰は、刑罰の一種とされている。

- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 行政法、民事法を問わず、「自力救済」は原則として禁じられている。もともと、行政法上の義務履行確保については、行政機関に自力救済を認めている法令が存在している。その例として、建築基準法9条12項が挙げられる。

4 行政不服審査法 正解(4)

- (1) 正しい。 行審法1条1項。
- (2) 正しい。 行審法2条1項。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 誤り。 不服申立てを行っても、処分は凍結されないのが原則である（執行不停止の原則）。
- (5) 正しい。 行審法7条参照。

5 緊急避難 正解(1)

- (1) 誤り。 刑法37条1項。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 刑法37条1項。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 刑法37条2項。

6 生命に対する罪 正解(1)

- (1) 誤り。 人を教唆して自殺させた者には、自殺関与罪（刑法202条）が成立する。
- (2) 正しい。 刑法213条。
- (3) 正しい。 刑法218条。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。遺棄罪は、抽象的危険犯であるとされている。

7 性的自由に対する罪 正解(2)

- (1) 正しい。 刑法176条。
- (2) 誤り。 強制わいせつ罪の手段たる暴行・脅迫は、反抗を著しく困難にする程度のものであることを要するとされるが、強盗罪のように相手方の反抗を抑圧するまでの必要はない。
- (3) 正しい。 判例は、強制わいせつ罪が成立するためには、わいせつな行為が犯人の性欲を刺激興奮させまたは満足させるという性的意図のもとに行われることを要するとしている（最判昭45・1・29）。

- (4) 正しい。 刑法 178 条の 2、177 条。
- (5) 正しい。 最判昭 31・10・25。

8 秘密録音、おとり捜査 正解 (3)

- (1) 正しい。 判例は、捜査機関が対話の相手方の知らないうちにその会話を録音することは、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ、許容されるとする (千葉地判平 3・3・29)。
- (2) 正しい。 刑訴法 222 条の 2。
- (3) 誤り。 おとり捜査とは、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙するものである (最決平 16・7・12)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

9 逮捕に伴う捜索・差押え 正解 (4)

- (1) 正しい。 刑訴法 220 条 2 項。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (最大判昭 36・6・7)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (名古屋高判昭 26・3・)
- (4) 誤り。 判例は、逮捕の現場で直ちに捜索・差押えを実施することが適当でないときには、速やかに被疑者を捜索・差押えの実施に適する最寄りの場所まで連行した上、これらの処分を実施することも適法な処分と解するとしている (最決平 8・1・29)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。なお、逮捕事実に関する適法な捜索によってたまたま別事件の証拠である覚せい剤が発見されたような場合には、領置するか、新たな差押許可状の発付を得て執行するか、覚せい剤所持罪で現行犯逮捕し、これに伴う差押えをすべきことになる。

10 証拠の種類・性質 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。実質証拠の具体例としては、押収された凶器や被告人の自白が挙げられる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。証拠能力に関する事実の具体例としては、凶器の証拠能力に影響する押収手続の適法性に関する事実が挙げられる。また、証拠の信用性に関する事実の具体例としては、証人と被告人との間の利害関係に関する事実が挙げられる。

- (3) 誤り。 弾劾証拠とは、補助証拠のうち、他の証拠の証明力を争うための証拠をいう。枝文は、証人や鑑定人など人的証拠の説明である。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。供述証拠の具体例としては、証人の証言や、供述調書が挙げられる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。非供述調書の具体例としては、犯行に使用された凶器が挙げられる。